

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「の参事」の下に「、参与」を加える。

第八条中「及び行政監察幹」を「、行政監察幹及び消防防災政策幹」に改める。

第九条第一項中「、政策幹」を削り、「危機対策幹」の下に「、感染症対策幹」を加える。

別表第二第十四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中10を13とし、9の次に次のように加える。

10 法第七十七条の三の規定に基づき、出資に関する業務を行おうとすることの認可をすること。

11 法第七十九条の三第一項及び第二項の規定に基づき、認可をすること。

12 法第七十九条の四の規定に基づき、償還計画の認可をすること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄5中「副課長」を「課所長」に改め、「（給料表の適用が医療職給料表（一）の職員及び医療職給料表（三）の職員のうち知事の指定する職員については、課所長以上の者。10において同じ。）」を削り、同欄10中「副課長」を「課所長」に、「主幹」を「副課長」に改め、同号部長専決事項の欄8中「主幹」を「副課長、主幹」に改め、同欄12を次のように改める。

12 副課長、主幹、主査及び一般職員の採用、転任、派遣、辞職等並びに主幹、主査及び一般職員の昇任及び昇格を決定すること。

別表第四県民生活部の表共助社会づくり課の項部長専決事項の欄5中「仮認定」を「特例認定」に改め、同表男女共同参画課の項第二号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄中5を3とし、6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

- 5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉人の吸収合併の認可を決定すること。
- 6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。
- 7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（従業員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。
- 8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表男女共同参画課の項第二号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

- 12 法第五十七条の二第二項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四県民生活部の表男女共同参画課の項第二号部長専決事項の欄15を削り、同欄16中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改め、同欄16を同欄15とし、同表消費生活課の項第十号部長専決事項の欄8中「第三十三条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

別表第四環境部の表環境政策課の項に次の三号を加える。

<p>十一 砂利採取法 （昭和四十三年 法律第七十四 号。以下この項 において「法」 という。）の施 行に関する事務</p>	
<p>十二 採石法（昭 和二十五年法律</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 法第十二条第一項の規定に基づき、砂利採取業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。 2 法第二十六条の規定に基づき、採取計画の認可を受けた砂利採取業者に対し、その認可を取り消し、又は砂利の採取の停止を命ずること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第三十二条の十の規定に基づき、採石業者の登録を取り消

<p>第二百九十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>2 法第三十三条の十二の規定に基づき、採取計画の認可を受けた採石業者に対し、その認可を取り消し、又は岩石の採取の停止を命ずること。</p>
<p>十三 埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）の施行に関する事務</p>		<p>埼玉県土採取条例第十三条の規定に基づき、採取計画の認可を受けた土採取業者に対し、その認可を取り消し、又は土の採取の停止を命ずること。</p>

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第一号知事決裁事項の欄中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第八項」に改め、同欄3中「第二十条の三第十項」を「第二十一条第十項」に改め、同欄4中「第二十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄5中「第二十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同欄6中「第二十四条第四項」を「第三十八条第四項」に改め、同欄7中「第二十四条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、同表みどり自然課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十二号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第五十六条第八項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、解散を命ずること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄5を同欄3とし、同欄6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員）の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄8を次のように改める。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄16中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改め、同表高齢者福祉課の項第三号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、その次に次のように加える。

2 法第四十五条の三十六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の認可を決定すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄中3を削り、4を3とし、5を削り、同欄6中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄6を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄7及び8を次のように改める。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員）の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すると。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄9中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄14中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改め、同欄14を同欄16とし、同欄中13を15とし、12を13とし、その次に次のように加える。

14 法第六十二条第二項の規定に基づき、社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の経営を許可すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄11の次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第二号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、4を2とし、5を削り、同欄6中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄6を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

5 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

6 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員 の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第二号部長専決事項の欄7を次のように改める。

7 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第二号部長専決事項の欄8を削り、同欄9中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄10中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11を同欄10とし、その次に次のように加える。

11 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄中5を3とし、6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員 の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号部長専決事項の欄8を次のように改める。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表子ども安全課の項第二号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄中5を3とし、6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、

社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員 の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項の欄8を次のように改める。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項の欄15中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改める。別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項に次の三号を加える。

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第十条第一項の規定に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めること。 2 法第三十三条（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項の規定に基づき、交通を制限し、又は遮断すること。	1 法第十六条の二の規定に基づき、医師その他の医療関係者に対し、措置の実施に対する必要な協力を求めること。 2 法第三十八条第九項の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消すこと。
八 予防接種法		予防接種法第六条第一項の規

<p>(昭和二十三年法律第六十八号)の施行に関する事務</p>	<p>九 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>定に基づき、臨時の予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示すること。</p>
<p>九 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第七条第一項の規定に基づき、都道府県行動計画を作成すること。</p> <p>2 法第二十二條第一項の規定に基づき、都道府県対策本部を設置すること。</p> <p>3 法第二十三條第二項第五号の規定に基づき、都道府県対策本部の本部員を任命すること。</p> <p>4 法第二十三條第三項の規定に基づき、都道府県対策本部の副本部長を指名すること。</p> <p>5 法第二十四條第三項の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対し、その指名する職員の派遣(医療に係るものに限る。)を定めること。</p> <p>6 法第二十四條第</p>	<p>1 法第二条第七号の規定に基づき、指定地方公共機関(医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売等の公益的事業を営む法人に限る。)を指定すること。</p> <p>2 法第八条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村行動計画について、市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>3 法第四十二条第一項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、当該機関の職員の派遣(医療に係るものに限る。)を要請すること。</p>

六項の規定に基づき、総合調整の関係機関に対し、新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出（医療に係るものに限る。）を求めると。

7 法第三十一条第三項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示すること。

8 法第三十三条第二項の規定に基づき、関係市町村長等及び指定公共機関等に対し、必要な指示（医療に係るものに限る。）をすること。

9 法第三十九条第一項の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものに限る。）を求

めること。

10 法第四十八条第

二項の規定に基づき、同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする。

11 法第四十九条第

二項の規定に基づき、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用すること。

12 法第五十四条第

三項の規定に基づき、医薬品等販売業者である指定公共機関等に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を行うべきことを指示すること。

13 法第五十五条第

二項の規定に基づき、特定物資（医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に限る。次の14において同じ。）を収用すること。

14 法第五十五条第

	<p>三項の規定に基づき、特定物資の生産等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずること。</p> <p>15 法第五十六条第三項の規定に基づき、同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第四保健医療部の表国保医療課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法附則第七条の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針を定めること。</p>	<p>1 法附則第七条の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針を定めるに当たり、市町村の意見を聴くこと。</p> <p>2 法附則第八条の規定に基づき、標準保険税率を算定すること。</p> <p>3 法附則第九条の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金を算定すること。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中32を46とし、26から31までを40から45までとし、同欄25中「第五十七条第四項」を「第五十八条の二第四項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同欄25を同欄36とし、その次に次のように加える。

37 法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項の規定に基づ

き、医療法人の新設合併を認可すること。

38 法第六十条の三第四項の規定に基づき、医療法人の吸収分割を認可すること。

39 法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項の規定に基づき、医療法人の新設分割を認可すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄24を同欄35とし、同欄23を同欄34とし、同欄22中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の六第一項ただし書」に改め、同欄22を同欄33とし、同欄21中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、同欄21を同欄31とし、その次に次のように加える。

32 法第四十六条の五第六項ただし書の規定に基づき、管理者の一部を理事に加えないことを認可すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中20を30とし、19を29とし、18を27とし、その次に次のように加える。

28 法第四十二条の三第一項の規定に基づき、実施計画が適当である旨の認定をすること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中17を26とし、16の次に次のように加える。

17 法第三十条の十五第一項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、書面の提出を求めること。

18 法第三十条の十五第二項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めること。

19 法第三十条の十五第四項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、説明をするよう求めること。

20 法第三十条の十五第六項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずること。

21 法第三十条の十五第七項において準用する同条第六項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを要請すること。

22 法第三十条の十六第一項の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示すること。

23 法第三十条の十六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを要請すること。

24 法第三十条の十七の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを勧告すること。

25 法第三十条の十八の規定に基づき、命令、指示又は勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第二号事務の種類の欄中「。以下この項において「法」という。」及び保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項において「施行令」という。」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

保健師助産師看護師法第十四条第二項（同法第五十三条第二項（同法第六十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、准看護師に対して処分をすること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第三号事務の種類の欄中「及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の三第一項の規定に基づき、期間を定めて医業類似行為を業とする者の業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第四号を削り、同項第五号事務の種類の欄中「及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）」を削り、同号部長専決事項の欄3を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号事務の種類の欄中「及び歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第五号とする。

歯科技工士法第八条第二項の規定に基づき、歯科技工士の免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることが必要であると認めるとき、その旨を厚生労働大臣に具申すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第七号事務の種類の欄中「及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）」を削り、同

号部長専決事項の欄4を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号事務の種類
 の欄中「及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)」
 を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第七号とする。

理学療法士及び作業療法士法第七条第二項の規定に基づき、理学療法士又
 は作業療法士の免許を取り消し、又は期間を定めてその名称の使用を停止す
 る必要があると認めるとき、その旨を厚生労働大臣に具申すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第九号を削り、同項第十号事務の種類
 の欄中「及び視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)」を削り、
 同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第八号とする。

視能訓練士法第八条第二項の規定に基づき、視能訓練士の免許を取り消し、
 又は期間を定めてその名称の使用を停止する必要があると認めるとき、その
 旨を厚生労働大臣に具申すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第十一号から第十五号までを削り、同
 項の次に次のように加える。

課 材 人 療 医			
一 保健師助産 師看護師法及 び保健師助産 師看護師法施 行令(昭和二十 八年政令第三 百八十六号)の 施行に関する 事務			1 保健師助産師看護師法第十五 条の二第二項(同法第五十三条 第二項(同法第六十条において 準用する場合を含む。))におい て準用する場合を含む。)の規 定に基づき、准看護師再教育研 修を受けるよう命ずること。 2 保健師助産師看護師法施行令 第十六条第一項(同令第二十条 において準用する場合を含む。) の規定に基づき、指定を取り消 すこと。
	二 看護師等の 人材確保の促 進に関する法 律(平成四年法 律第八十六号。		1 法第十四条第一項の規定に基 づき、県ナースセンターを指定 すること。 2 法第十九条第一項又は第二項 の規定に基づき、県ナースセン

七 臨床検査技師の 事務	六 歯科技工士 法施行令（昭和 三十年政令第 二百二十八号） の施行に關す る事務	五 診療放射線 技師法施行令 （昭和二十八 年政令第三百 八十五号）の施 行に關する事 務	四 歯科衛生士 法施行令（平成 三年政令第二 百二十六号）の 施行に關する 事務	三 あん摩マツサ ージ指圧師、は り師、きゆう師 等に関する法 律施行令（平成 四年政令第三 百一号）の施行 に関する事務	以下この項に おいて「法」と いう。）の施行 に関する事務
臨床検査技師等に関する法律施	歯科技工士法施行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。	診療放射線技師法施行令第十二條第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。	歯科衛生士法施行令第八條第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第六條第一項の規定に基づき、認定養成施設の認定を取り消すこと。	ターの指定を取り消すこと。

<p>師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の施行に関する事務</p>	<p>八 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）の施行に関する事務</p>	<p>九 柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の施行に関する事務</p>	<p>十 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）の施行に関する事務</p>	<p>十一 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第二号）の施行に関する事務</p>	<p>十二 義肢装具</p>
<p>行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>理学療法士及び作業療法士法施行令第十四条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>	<p>柔道整復師法施行令第七条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>	<p>視能訓練士法施行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>臨床工学技士学校養成所指定規則第七条の規定に基づき、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号から第三号までの臨床工学技士養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>義肢装具士学校養成所指定規則</p>

<p>士学校養成所 指定規則（昭和 六十三年文部 省・厚生省令第 三号）の施行に 関する事務</p>		<p>第七条の規定に基づき、義肢装具 士法（昭和六十二年法律第六十一 号）第十四条第一号から第三号ま での義肢装具士養成所の指定を取 り消すこと。</p>
<p>十三 救急救命 士学校養成所 指定規則（平成 三年文部省・厚 生省令第二号） の施行に關す る事務</p>		<p>救急救命士学校養成所指定規則 第七条の規定に基づき、救急救命 士法（平成三年法律第三十六号） 第三十四条第一号、第二号及び第 四号の救急救命士養成所の指定を 取り消すこと。</p>
<p>十四 言語聴覚 士学校養成所 指定規則（平成 十年文部省・厚 生省令第二号） の施行に關す る事務</p>		<p>言語聴覚士学校養成所指定規則 第七条の規定に基づき、言語聴覚 士法（平成九年法律第百三十一号） 第三十三条第一号から第三号まで 及び第五号の言語聴覚士養成所の 指定を取り消すこと。</p>

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とする。

別表第四産業労働部の表商業・サービス産業支援課の項第五号部長専決事項の欄5中「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同表産業支援課の項第四号事務の種類の欄中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号知事決裁事項の欄1中「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄2中「第二十八条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二十八条第四項」を「第三十七条第四項」に改め、同欄2中「第二十九条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同欄3中「第二十九条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同欄4中「第二十九条第四項」を「第三十八条第四項」に改め、同欄5中「第二十九条第六項」を「第三十八条第六項」に改め、同欄6中「第三十条第二項」を「第三十九条第二項」

に改め、同欄7中「第三十条第三項」を「第三十九条第三項」に改め、同表企業立地課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

<p>二 地域再生法 (平成十七年法律第二十四号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十七条の二第三項の規定に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をすること。</p> <p>2 法第十七条の二第四項の規定に基づき、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定をすること。</p> <p>3 法第十七条の二第六項の規定に基づき、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を取り消すこと。</p>
-------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第四産業労働部の表就業支援課の項第二号部長専決事項の欄1中「第三十条の四第一項」を「第二十九条第二項」に、「無料職業紹介事業の届出を」を「無料の職業紹介事業を行う旨を通知」に改め、同欄2を削り、同欄3中「第十三条の四第二項において準用する法第三十二条の八第一項」を「第二十九条の二」に、「無料職業紹介事業の廃止の届出を」を「無料の職業紹介事業を廃止した旨を通知」に改め、同欄3を同欄2とし、同項に次の一号を加える。

<p>四 雇用対策法 (昭和四十一年法律第三百三十二号)の施行に関する事務</p>	<p>雇用対策法第三十二条第一項の規定に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請すること。</p>
-----------------------------------------------	----------------------------------------------------------

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号事務の種類欄中「(平成十七年法律第二十四号)」を削り、同号部長専決事項の欄中「第十七条の十五第四項」を「第十七条の二十七第四項」に改め、同表農業支援課の項第九号部長専決事項の欄中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改め、同表森づくり課の項第二号部長専決事項の欄中11を14とし、10を13とし、9を12とし、同欄8中「又は林地処分事業実施規程」を「、林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7を同欄10とし、同欄6中「若しくは林地処分事業実施

規程」を「、林地処分事業実施規程若しくは森林経営規程」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第百条の八第一項の規定に基づき、生産森林組合の株式会社への組織変更を認可すること。

7 法第百条の十六の規定に基づき、生産森林組合の合同会社への組織変更を認可すること。

8 法第百条の二十二第一項の規定に基づき、生産森林組合の認可地縁団体への組織変更を認可すること。

別表第四県土整備部の表道路街路課の項第四号部長専決事項の欄1中「第四条第一項又は第十一項」を「第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）」に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同欄2中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「立体交差化等による」を「指定踏切道の」に改め、同表道路環境課の項第五号部長専決事項の欄1中「第四条第一項又は第十一項」を「第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）」に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同欄2中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「立体交差化等による」を「指定踏切道の」に改める。

別表第四都市整備部の表市街地整備課の項第六号部長専決事項の欄17中「一部等」の下に「又は個別利用区内の宅地」を加え、同表建築安全課の項第一号事務の種類欄中「及び建築基準法施行令」を「、建築基準法施行令」に改め、「施行令」という。）の下に「及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）」を加え、同号部長専決事項の欄中88を92とし、49から87までを53から91までとし、48を50とし、その次に次のように加える。

51 法第六十条の三第一項第三号の規定に基づき、特定用途誘導地区内における建築物の容積率等の特例に関する許可をすること。

52 法第六十条の三第二項ただし書の規定に基づき、特定用途誘導地区内における建築物の高さの特例に関する許可をすること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中47を49とし、8から46までを10から48までとし、7の次に次のように加える。

8 法第十二条第二項ただし書の規定に基づき、特定建築物のうち点検を要しないものについて、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて指定する。

9 法第十二条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築設備のうち点検を要しないものについて、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて指定

すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 93 建築基準法施行規則第十条の二十二の三第一項の規定に基づき、法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消した旨を公告すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項に次の一号を加える。

十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関する事務	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせること。
---------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

別表第四都市整備部の表住宅課の項第七号知事決裁事項の欄中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第四条第四項（同条第七項）」を「第四条第五項（同条第八項）」に改め、同欄2中「第四条第五項（同条第七項）」を「第四条第六項（同条第八項）」に、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同欄3中「第四条第六項（同条第七項）」を「第四条第七項（同条第八項）」に、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同欄中4を削り、5を4とし、6から10までを5から9までとする。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号知事決裁事項の欄に次のように加える。

- 5 法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定に基づき、医療連携推進認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中46を54とし、45を53とし、44を52とし、43の次に次のように加える。

- 44 法第七十条第一項の規定に基づき、医療連携推進認定をすること。

- 45 法第七十条の二第五項前段の規定に基づき、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を定めるための協議を行うこと。

- 46 法第七十条の十五において準用する法第五十五条第六項の規定に基づき、

地域医療連携推進法人の解散を認可すること。

47 法第七十条の十五において準用する法第五十六条の十二第三項及び第四項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

48 法第七十条の十八第一項において準用する法第五十四条の九第三項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の定款の変更を認可すること。

49 法第七十条の十九第一項の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

50 法第七十条の二十において準用する法第六十四条第一項の規定に基づき、地域医療連携推進法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずること。

51 法第七十条の二十において準用する法第六十四条第二項の規定に基づき、地域医療連携推進法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告すること。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第二第二十二号事務の種類の欄中「及び埼玉県個人情報保護条例」を削り、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律第七十七条の規定に基づき、同法第五十九条に規定する個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこと。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十九年四月二日
- 二 第三条の規定 平成二十九年五月三十日